

# おしらせ

第 134 号

社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

2019. 4. 1 発行

## 雇用保険料の免除について

- ◆ 4月1日現在で満64歳以上（昭和30年4月1日以前に生まれた方）については、4月分からの雇用保険料が免除になりますので、給料計算の際はご注意ください。

なお、この高齢者の保険料免除は平成31年度までとなっており、来年度からは年齢にかかわらず、雇用保険の被保険者から保険料を徴収することになります。

## 健康保険被扶養者異動のご確認を

- ◆ 就職等により、健康保険の被扶養者から外れる方がおられましたらご連絡をお願いいたします。ちなみに、毎年、協会けんぽによる「被扶養者資格の再確認」が行われていますが、昨年度の再確認の結果は下記のとおりです。

〈平成30年度の実施結果〉

（全国健康保険協会ホームページより）

- ・被扶養者の削除人数： 7.1万人（30.11.16現在 全国で）
- ・削除による効果： 17億円程度
- ・削除理由： 「就職したが削除する届出を提出していなかった」が大半。  
他には、収入超過など。

適正に削除の手続きを行うことで協会けんぽから高齢者医療制度への負担額が減少し、ひいては協会けんぽ加入の事業主および被保険者の保険料負担軽減につながります。ご協力をよろしくお願い致します。

## 時間外労働の上限規制について

- ◆ 時間外労働の上限が原則として月45時間とされるなどの上限規制が、大企業では、この4月からスタートしました。中小企業への適用は1年猶予されており、来年からの適用となります（建設業、自動車運転の業務については5年間の猶予があります）。

- ◎ 時間外労働の上限・・・**原則として月45時間 年360時間**
- ◎ 臨時的な特別の事情があって会社と労働者代表との間で合意した場合は延長可能。

ただし、次の①から④の全てを守ること

- ① 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで
- ② 時間外労働は年720時間以内
- ③ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ④ 時間外労働と休日労働の合計が「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」の全てで1か月当たり80時間以内

⑤1年変形労働時間制採用の場合は45時間を42時間、360時間を320時間と読み替えます

特に上記④についての管理が非常に難しく、かつ早め早めの対応が求められることになると考えます。上限規制に関する社内の勉強会等で必要がございましたらご説明にお伺いしますのでお申し付け下さい。

### \* 当事務所のゴールデンウィークの業務について

5月1日（水）と5月2日（木）は、通常通りの業務となりますのでよろしくお願い致します。